

令和2年度から令和5年度まで使用する小学校用教科書の採択結果について

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第13条第5項の規定により、令和2年度から令和5年度まで使用する小学校用教科書について、下記のとおり採択しました。

【小学校用教科書】

種 目	発行者番号	発 行 者	継続・採択替えの別
国 語	3 8	光村図書出版株式会社	継 続
書 写	3 8	光村図書出版株式会社	継 続
社 会	2	東京書籍株式会社	継 続
地 図	4 6	株式会社帝国書院	継 続
算 数	2	東京書籍株式会社	継 続
理 科	2	東京書籍株式会社	継 続
生 活	6 1	株式会社新興出版社啓林館	継 続
音 楽	2 7	株式会社教育芸術社	継 続
図画工作	1 1 6	日本文教出版株式会社	継 続
家 庭	2	東京書籍株式会社	継 続
保 健	2	東京書籍株式会社	継 続
英 語	2	東京書籍株式会社	新 規
特別の教科 道徳	1 1 6	日本文教出版株式会社	採択替え